

天童市告示第116号

令和2年度天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月14日

天童市長 山本 信治

令和2年度天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内経済の持続を図るため、飲食業を営む中小企業者等がその経営を維持するための取組を行う場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該対象者に対し、給付金を交付する。

（給付対象者）

第2条 給付金の交付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の3の規定による中小企業者又は同法第2条第5項の規定による小規模企業者若しくは個人事業主であること。
- (2) 市内に本社又は本店を有すること。
- (3) 主たる業種が日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に規定する飲食店に該当するものであること。
- (4) 一般社団法人日本フードサービス協会（以下「サービス協会」という。）に加盟していないこと。
- (5) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条の規定による特定連鎖化事業の適用を受ける場合においては、当該特定連鎖化事業を行うものがサービス協会に加盟していないものであること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による山形県知事の許可を受けたものであること。
- (7) 令和2年4月1日以前に事業を開始し、当該給付金受給以後も事業継続の意思があること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大以前と比して、売上に減少があること。
- (9) 平成31年度の市税に滞納がないこと。

(給付対象経費及び給付金の額)

第3条 給付金の交付の対象となる経費は、給付対象者が行う経営の維持に要する経費とし、給付金の額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 給付対象者が事業所を賃借している場合 10万円に、当該事業所の賃借料3か月分に相当する額及び当該事業所の駐車場に係る賃借料3か月分に相当する額を合算した額又は30万円のいずれか低い方の額を加算した額
- (2) 給付対象者が事業所を所有している場合 10万円に、令和2年度の固定資産税及び都市計画税で当該事業所に対し課税された家屋分に係る税額及び当該事業所の駐車場に係る賃借料3か月分に相当する額を合算した額又は20万円のいずれか低い方の額を加算した額
- (3) 前2号以外の場合 10万円
(交付申請書及び実績報告書等)

第4条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金申請書（兼）請求書
(様式第1号)
- (2) 飲食店を営むこと及びその所在地が確認できる書類
- (3) 事業所の賃貸借契約書又は令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税資産明細書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに当該給付対象者に当該給付金に係る交付決定通知書（様式第2号）を通知し、給付金を交付するものとする。

3 前項の規定による交付があったときは、当該交付をもって規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出があったものとみなす。

(給付の取消し)

第5条 市長は、給付を受けた者が、偽り又はその他不正な手段により給付を受けたときは、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(帳簿等の保管)

第6条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和3年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 1 2 日告示第 1 3 4 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。



年 月 日

(宛先) 天童市長

(申請者) 郵便番号 〒
所在地
事業所名
代表者の職・氏名
電話番号 (店舗)
(携帯)

印

(自宅)

天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金申請書（兼）請求書

標記の件について、下記のとおり申請及び請求します。また、審査にあたり市税納付状況を確認することに同意します。

1 宣誓（当てはまるもの全てに☑）

<input type="checkbox"/>	当該給付金交付要綱第2条に規定する要件を満たします。
<input type="checkbox"/>	当該給付金受給後においても当該事業の継続の意思を有します。
<input type="checkbox"/>	感染症拡大以前と比して _____ % 程度売上が減少しています。
<input type="checkbox"/>	市税に滞納は有りません。
<input type="checkbox"/>	暴力団関係者等との利害関係を有しません。



※上記の全ての欄に☑がある場合のみ給付金を受けることができます。

2 事業所の所有区分（当てはまるもの1つに☑）

賃借	自己所有	その他
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 申請額

基本額 (ア)	加算額(※) (イ)	申請(請求)額 (ア) + (イ)
100,000 円	円	円

※加算額の欄には次に定める金額を記入すること

- (1) 事業所を賃借により経営する場合 家賃3か月相当額又は30万円のいずれか低い方の額
- (2) 事業所を自己所有により経営する場合 令和2年度の固定資産税・都市計画税のうち当該事業所に係る家屋分の税額又は20万円のいずれか低い方の額

4 振込先金融機関

金融機関名		種類 (☑)	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他
支店名		口座番号			
口座名義人 (カタカナ)					

様式第2号（第4条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

天童市長 山 本 信 治

天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金交付決定通知書

付で申請ありました令和2年度天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 申請（請求）額 円
- 2 決定（支払）額 円
- 3 申請額と決定額が異なる事由

4 その他

偽り又はその他不正な手段により給付を受けたときは、当該給付金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

※この交付決定通知書は電子印影を使用しています。